

令和8年度津市地域公共交通活性化協議会構成員名簿(50音順)

任期: 令和10年3月31日

	氏名	団体名等	役職	規約第4条に基づく組織区分	備考
1	イシカワ ヒロユキ 石川 博之	津市社会福祉協議会		4 住民又は地域公共交通の利用者	再任
2	イトウ ヨシユキ 伊藤 好幸	津市地域公共交通活性化協議会公募委員		4 住民又は地域公共交通の利用者	再任
3	ウメダ ヨシノリ 梅田 宜敬	三重県津建設事務所総務・管理室管理課長		7 三重県の職員	新任
4	カケヒハレル 寛 晴	津市地域公共交通活性化協議会公募委員		4 住民又は地域公共交通の利用者	新任
5	カノウ ケイコ 加藤 恵子	津市地域公共交通活性化協議会公募委員		4 住民又は地域公共交通の利用者	新任
6	キシノ タカオ 岸野 隆夫	津市自治会連合会会長		4 住民又は地域公共交通の利用者	再任
7	クサバカ ヒサオ 草深 寿雄	津市都市計画部長		7 津市の職員	再任
8	タカハシ カツノリ 高橋 克典	三重交通労働組合中勢支部支部長		6 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体	再任
9	タケダ オサム 竹田 治	特定非営利活動法人バスネット津理事長		8 その他協議会が必要と認める者	再任
10	タニ ナオト 谷 直人	三重交通株式会社中勢営業所所長		2 一般乗合旅客自動車運送事業者	再任
11	トノハタ アキラ 殿畑 章	津市地域公共交通活性化協議会公募委員		4 住民又は地域公共交通の利用者	新任
12	ナカヒラ ヤスユキ 中平 恭之	近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科(都市環境)教授		1 学識経験のある者	再任
13	ホッタ ユウジ 堀田 祐治	津市地域公共交通活性化協議会公募委員		4 住民又は地域公共交通の利用者	新任
14	マエガワ ヒロキ 前川 浩希	三重県津警察署交通官		7 三重県公安委員会の職員	再任
15	マツダ ヒデア 松田 秀八	三重県津南警察署交通課長		7 三重県公安委員会の職員	再任
16	マツモト ユキマサ 松本 幸正	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科教授		1 学識経験のある者	再任
17	ムラタ トモカズ 村田 友和	一般社団法人三重県タクシー協会津支部長		3 一般旅客自動車運送事業者の団体	再任
18	モリ ノブユキ 森 慶之	国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官		5 運輸支局長の指名する者	再任
19	ヤマシタ タケヤス 山下 健康	三重県地域連携・交通部交通政策課長		7 三重県の職員	新任
20	ヤマモト マサフミ 山本 真史	津市建設部用地・地籍調査推進室調査担当副参事		7 津市の職員	新任

津市地域公共交通活性化協議会規約

平成 20 年 8 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づく地域公共交通会議として、地域における住民生活に必要なバス等の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を津市西丸之内 23 番 1 号の津市役所内に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事業
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事業
- (3) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事業
- (4) 道路運送法に基づく旅客運送の協議に関する事業
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 住民又は地域公共交通の利用者
- (5) 運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者

(7) 三重県（三重県公安委員会を含む。）及び津市の職員

(8) その他協議会が必要と認める者

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人以内

(3) 監査委員 2人

2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 監査委員は、前条第7号に掲げる委員のうちから会長が指名する。

5 会長、副会長及び監査委員は、相互に兼ねることができない。

6 委員の任期満了に伴う改選が行われた場合、次の会長が選任されるまでの間、従前の会長がその職務を総理する。

（職務）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監査委員は、協議会の事業の執行状況等を監査する。

（任期）

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会議）

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致をもって決する。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の4分の3以上の賛成をもって決することができる。

4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、会議に諮って、公開しないことができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(報償及び費用弁償)

第13条の2 委員は、報償及び職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮って定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、津市都市計画部に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年8月20日から施行する。
- 2 協議会の設立後最初の役員の任期については、第7条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年8月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年8月2日から施行する。

津市地域公共交通活性化協議会財務規程

平成 20 年 8 月 20 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市地域公共交通活性化協議会規約第 13 条の規定に基づき、津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第 2 条 協議会の予算は、津市及び企業等からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度、予算を調製し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

4 会長は、予算につき会議において承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに津市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

2 補正予算が会議において承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

(予算区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、津市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに会議において報告しなければならない。

(債務負担行為)

第 6 条 歳出予算の金額の範囲内におけるものを除くほか、協議会が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第8条 会長は、事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、津市の例により行うものとする。

2 出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに協議会の決算を調製し、会議において認定に付すものとする。

2 会長は、前項の規定により決算を認定に付すに当たっては、監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、決算につき、会議において認定に付したときは、当該決算書の写しを速やかに津市長に送付しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成20年8月20日から施行する。

2 協議会の設立後最初の会計年度に係る予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、設立に係る会議の定めるところによる。

3 平成21年度に係る予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年度最初の会議の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月13日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
4	諸収入	1	諸収入	1	諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	運営費	1	会議費	1	会議費
2	事務費	1	事務費	1	事務費
3	事業費	1	事業費	1 2 3 4 5 6	印刷製本費 修繕料 委託料 備品購入費 工事請負費 運行事業費
4	予備費	1	予備費	1	予備費
5	諸支出金	1	償還金	1	償還金